

平成 25 年 10 月 15 日

「産業競争力強化法案」が閣議決定されました

本日、「産業競争力強化法案」が閣議決定され、第 185 回臨時国会に提出いたします。

本法律案は、20 年以上続いた我が国経済の低迷を打破し、力強い経済を取り戻すために策定された「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としています。

本法律案では、「戦略」を政府一体となって強力に実行するための「実行計画」を策定し、実行すべき制度改革とその実行時期を明らかにして、可能な限りの加速化と深化のための仕組みを創設します。

また、本法律案により、産業競争力の強化の観点から、企業の提案に基づく「規制改革」を実行するための新たな特例措置、「産業の新陳代謝」を加速するためのベンチャー支援や事業再編の促進などの措置を講じます。

1. 法律案の背景・目的

長引くデフレによって低迷してきた我が国経済を再興するためには、大胆な政策により、民間主導の持続的な経済成長を実現していくことが必要です。このためアベノミクスの「3 本目の矢」である「民間投資を喚起する成長戦略」を着実かつ早急に実行に移すことにより、日本経済の 3 つの歪み、すなわち、「過剰規制」「過小投資」「過当競争」を是正することが必要です。

このため、政府一丸となって計画的に取組を進める実行体制を確立するとともに、「過剰規制」を打破するための規制改革の推進や、「過小投資」「過当競争」の是正につながる産業の新陳代謝の促進を図るための措置を講ずるものです。

2. 法律案の概要

(1)「戦略」を強力に実行し、更に加速化・深化させるための仕組の創設

「戦略」を強力に実行していくために、政府が集中実施期間(5 年間)で具体的に実行する制度改革等の内容を「実行計画」として策定します。

国民に対し、内閣総理大臣のイニシアチブにより、以下の 3 点を実施するツールと

して位置づけます。

- ①どの大臣が何をどのようにいつまでに実施するかを明確にする
- ②その実行状況を定期的に検証する
- ③遅れや不足があった場合は担当大臣の責任により、その理由を公表した上で、代替策を改めて明確に示させる

これにより、戦略の「作りっ放し」「言いつ放し」を許さない仕組みを法的に確立します。

(2)「規制改革」を強力に推進するための制度の新設

産業競争力の強化の観点から、企業の提案に基づき「規制改革」を実行する新たな制度を創設することにより、規制改革を強力に推進し、意欲ある民間の創意工夫や挑戦を支援します。

① 企業実証特例制度(通称)の創設

骨太の規制改革を推進するツールとして、企業自らが安全性等を確保する措置を講ずることを前提に、企業単位で規制の特例措置を適用する制度を創設します。企業の技術力等に着目し、全国一律の規制改革を先導するとともに、産業競争力の強化と安全性等の確保・向上を同時に目指します。

② グレーゾーン解消制度(通称)の創設

企業が、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、安心して新分野進出等の取組を行えるよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ、規制の適用の有無を確認できる制度を創設します。事業開始後における規制当局又は利害関係者とのトラブルリスクを未然に回避することを目指します。

(3)「産業の新陳代謝」の促進を図るための措置

ベンチャー企業への支援、世界を目指す思い切った事業再編や先端設備投資を通じて、「産業の新陳代謝」を促す業種横断的支援策を強力に推進します。

① ベンチャー企業の成長支援

ベンチャーファンドに出資する企業に支援措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ります。ファンドの資金的厚みを増すとともに、技術、経営など総合的な支援を提供する仕組みを構築し、新規創業の拡大のみならず、事業拡張期にあるベンチャー企業の成長実現を強力に支援します。

② 思い切った事業再編等を通じ世界を目指す事業革新を促す措置

多数の事業者が国内市場で消耗戦を繰り返す構造が足かせとなっている状況に

鑑み、世界に通用する強い事業の創出や新たな事業への挑戦等の事業革新を強力に推進するため、企業に眠る優れた事業・技術・人材等の経営資源を切り出し、又は統合してシナジーを実現するなど、企業組織再編を支援する措置を講じます。

③ リスクの高い先端設備投資を促進するための措置

企業設備の新陳代謝を通じて競争力強化を促進するため、高額な初期費用を要し、当初の稼働が見込みにくい先端医療機器や高精度 3D プリンタなどの最先端設備について、リース手法を用いた投資促進措置を新設します。

(4) 中小企業の活力の再生

① 地域での創業の促進

地域における創業を促進するため、民間ノウハウを活用したワンストップ創業支援体制を創業者の身近に整備します。市区町村が民間の創業支援事業者と連携して、創業支援体制を構築する取組に対して、国も関係省庁が連携して全面的にサポートします。

② 中小企業の事業再生の支援強化

i. 独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置している中小企業再生支援全国本部の機能を拡充し、各都道府県の中小企業再生支援協議会による再生支援体制を強化します。

ii. 再生支援協議会等による支援を受けて作成した計画に基づき、経営改善・事業再生に取り組む中小企業者に対する信用保険法の特例を措置し、計画実行段階の資金調達を円滑化します。

(5) 産業競争力強化のためのその他の措置

その他、産業競争力の強化に資する措置として、国立大学法人等によるベンチャーキャピタル等への出資の特例や中小・ベンチャー企業等を対象とした特許料の減免措置等を図ります。

また、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に盛り込まれた措置(産業革新機構、早期事業再生の円滑化等)のうち、戦略の実行・加速化に必要なものについて、所要の見直しを行った上で本法に位置づけます。(産活法は本法附則により廃止されます。)

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業政策局産業再生課長 吉本

担当者: 井上、名取

電 話: 03-3501-1511(内線 2691~3)

03-3501-1560(直通)